

修了者帳簿の引き渡しに伴う再交付・書替手続きのご案内

このたび登録廃止となる2講習、また保存期間経過による帳簿一部引き渡し手続きのため、一部の技能講習修了証が当連合会で令和6年4月1日より再交付等の手続きが行えなくなります。

つきましては、以下の修了証について再交付や書替をご希望される方は、「技能講習修了証明書発行事務局」にてお手続きくださるようお願いいたします。

【登録廃止／令和6年3月30日】

－令和6年4月1日以降、当連合会では再交付・書替（統合含む）できません－

- ・酸素欠乏危険作業主任者技能講習
- ・車両系建設機械（解体用）運転技能講習

【台帳一部引き渡し／令和6年3月30日】 *平成9年12月末日まで発行された修了証のみ

－令和6年4月1日以降、当連合会では再交付・書替（統合含む）できません－

- ・有機溶剤作業主任者技能講習
- ・特定化学物質作業主任者技能講習
- ・鉛作業主任者技能講習
- ・酸素欠乏、硫化水素危険作業主任者技能講習
- ・乾燥設備作業主任者技能講習
- ・プレス機械作業主任者技能講習

【既に登録廃止済の講習】

－既に当連合会では再交付・書替（統合含む）できません－

- ・床上操作式クレーン運転技能講習

平成29年3月以前に交付された

- ・車両系建設機械（整地等）、（解体用）、（基礎工事用）運転技能講習

(参考)

技能講習修了証明書発行事務局 [<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/gino/index.html>]

電話：03-3452-3371、3372

以上